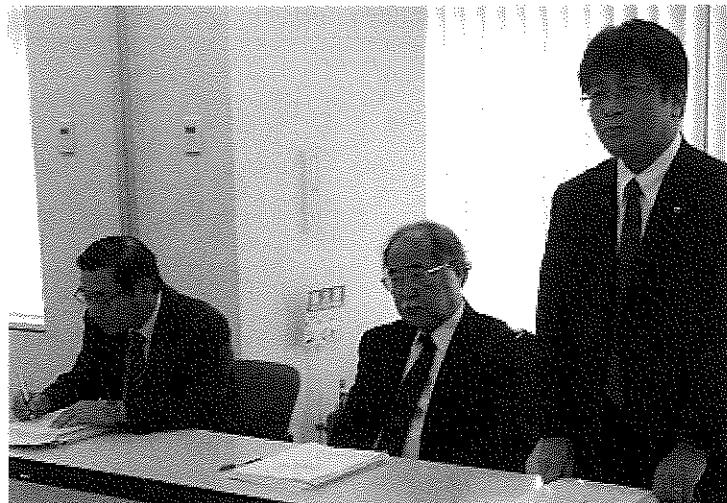


福祉用具サービス計画の GL を公表- 厚労省

厚生労働省は 14 日、福祉用具を貸与・販売する際に必要な福祉用具サービス計画を作成するためのガイドライン(GL)を公表した。計画を作成するに当たり、実施しなければならない事項や必要な作業手順などが具体的に明記されている。【ただ正芳】



福祉用具サービス計画を作成するための GL について、記者会見する岩元理事長(右、14 日、東京都内)

福祉用具を貸与・販売する事業所に対しては、2012 年 4 月以降、福祉用具サービス計画の作成が義務付けられた。その後、全国福祉用具専門相談員協会が、実際に作成された福祉用具サービス計画を分析したところ、「定められた記載方法がない」「利用者に関する情報収集とアセスメントの基本プロセスが確立されていない」などの課題が浮き彫りとなった。

こうした課題を解消するため、全国福祉用具専門相談員協会では厚労省の助成を受け、「福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業」を実施。事業の一環として福祉用具サービス計画を作る際の GL を作成した。

GL には、▽福祉用具サービス計画を活用した、福祉用具サービスの支援プロセスの標準形▽アセスメントを踏まえた計画作成の考え方と実施方法▽利用目標の達成状況の検証を中心としたモニタリングの考え方と実施方法－などの内容が盛り込まれている。また、アセスメントや計画作成、モニタリングを支援するため、記載すべき情報の項目を示した様式も添付されている。

■GL の内容を解説したテキストの作成も

同日、記者会見した全国福祉用具専門相談員協会の岩元文雄理事長は、作成した GL について、「誰が福祉サービス計画を作っても、質が担保されることを目指した」と説明。今後、GL の普及を図るため、その内容を分かりやすく解説したテキストの作成などを目指す方針を示した。